

新たな電力ネットワークの構築に向けた 制度・運用について

2018年9月18日
資源エネルギー庁

1. 議論の背景

背景・趣旨

- 本委員会では、送配電（ネットワーク）を取り巻く環境変化として、①再エネ大量導入への対応、系統電力需要の減少、送配電網の高経年化といった課題の顕在化と、②デジタル化を始めとしたテクノロジーの進展による新たな可能性の拡大、へ対応すべく、託送料金制度の見直しの検討を開始し、
 - ✓ 抜本的な制度改革についてはしっかりと、課題整理を行いつつ、
 - ✓ 短期的には、現行制度下で対応できるものについて検討していくこととしてきた。
- とりわけデジタル化への対応については、配電NWのスマートメーターデータの利用・拡大に焦点を当て、その活用ニーズ等を踏まえながら、必要な制度や解釈の見直し、明確化等を図ることを目指し、検討を深めていくとしてきたところ。
- また、電源の分散化や技術革新等の環境変化を踏まえた、柔軟な電気計量制度・運用の在り方を求める声も出始めている。
- このため、これまでの本委員会での議論の内容を踏まえ、本日は、スマートメーターデータの活用及び電気計量制度に係る論点について、御議論いただきたい。

(参考) スマートメーターデータの利用・提供の拡大に向けて

- デジタル技術が飛躍的に発展する中、一般送配電事業者の保有するスマートメーターデータ（各需要家の電力使用量30分値）を活用し、より効率的に電気事業を行ったり、新たな事業を創出したりすることへの期待が高まっている。
- 他方、個々の需要家の電力使用量情報は個人情報に該当し（需要家が法人の場合は競争情報の可能性）、その保護に万全を期す必要があるほか、電気事業法上、一般送配電事業者は、「電気の利用者に関する情報」の目的外利用を禁じられている。
※電気事業法第23条は、「電気の利用者に関する情報」を託送業務等の目的以外で利用することを禁じている。
- このため、スマートメーターデータの利用・提供の拡大に向けては、個人情報保護の担保を大前提としつつ、活用のニーズや効果、データ加工のコスト等とのバランスを踏まえ、将来の国際展開も視野に入れながら、必要なルール整備を図ることを目指し、検討を深めていくこととしてはどうか。

スマートメーターデータの利用・提供の拡大に向けた主な論点（例）

○対象データ

個人情報保護の担保を大前提としつつ、どのような粒度（ex. 市町村単位）や属性のデータについて、具体的にどのような活用ニーズがあり得るか

○データの利用・提供方法

独占事業としての一般送配電事業の位置付けを踏まえつつ、自らデータを利用する場合と第三者に提供する場合のルールをどのように定め、どのように第三者の利用ルールを定めるか

○費用・収益の扱い

データの加工費用やデータ利用・提供から生じる収益について、託送料金制度上、どのように扱うか

(参考) これまでの御議論(スマートメーターのデータ活用)

＜第9回電力・ガス基本政策小委員会：2018年5月18日＞

- 今回のデジタル技術の活用、データの活用といった点につきましては、ほかの業種との連携も含めまして必然の流れだというふうに理解しております。ここを規制があるからということとめてしまうのではなくて、ぜひ推進できるように環境の整備と障害となるものの既存の規制見直しといったような形で進めていただければと思っております。
(村松委員)
- 電力を供給する人と、それから例えばサービスを提供する人が異なるケース。例えば省エネサービスについて、電力を提供したいけれども、省エネサービスを電力供給先以外 全体に提供したい というケースについて発言します。この例で出ている高齢者見守りサービスということを活用したいという人は、多分電力を供給していない人がそういうサービスを考える人も出てくる。ということで、電力を供給する人はスマートメーターにアクセスできるんですけども、それ以外のいろんなサービスにこれを活用したいとしたときに、どういうふうな課題があって、いろんな議論があるように、いろんなセキュリティーも必要だと思うんですけども、ぜひそれがそういうサービスを考える上で支障にならないように、あるいは活用しやすいようなスマートメーターの活用の仕方というのを検討してほしいと思います。(武田オブザーバー)
- マスとして出すからいいんだということでも必ずしもなくて、多分これはいろんな観点から、どういうふうなデータの切り取り方だったらいいのかというのは議論されるべきなんだろうと。(大橋委員)
- スマートメーターのデータの活用のところでいろいろ想定されてあったんですが、これは想定なので、きっと可能性は非常にたくさんあるわけですね。統計情報に最後していく段階でも、大きさを町丁目な のメッシュな の。また、メッシュの規模も可能性があって、その際の活用が逆側に行ってしまうこともあるので、これはかなり細かく検討をお願いできればと思いました。(村木委員)

2. スマートメーターのデータ活用について

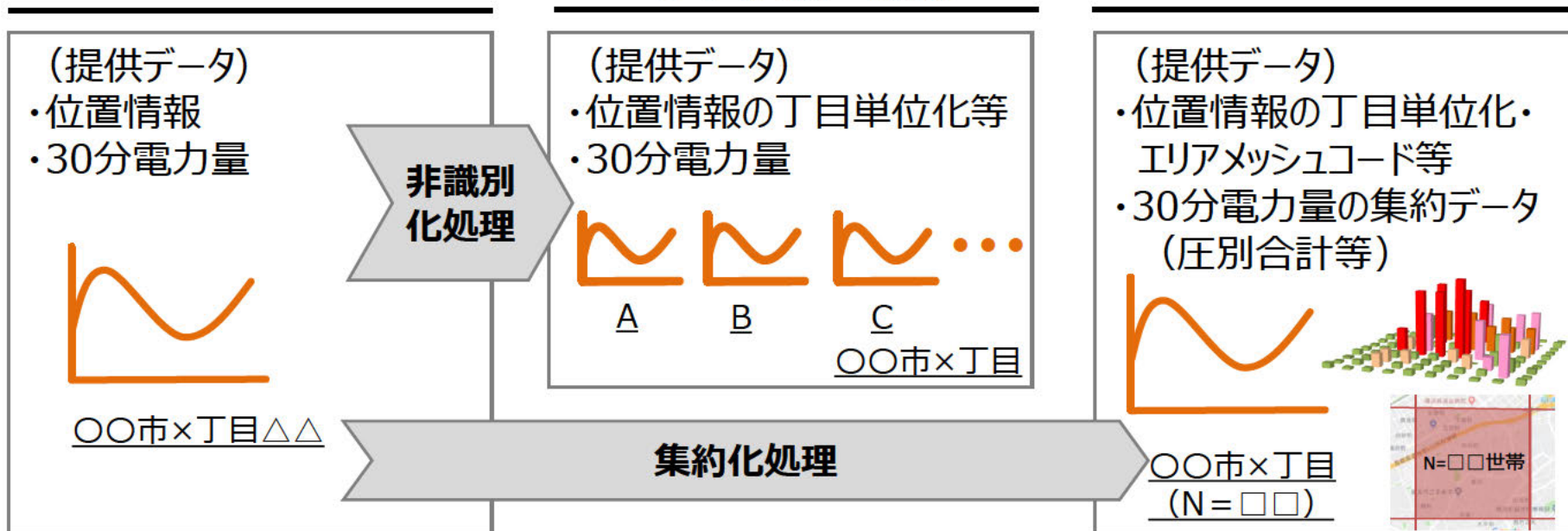
- 一般送配電事業者が提供するスマートメーターデータ (各需要家の電力使用量30分値) は、① 1メーター単位の「個人情報」、②個人情報から氏名等削除されて特定の個人を識別することができないよう加工された「匿名加工情報」、③複数人の情報から同分類ごとに集計して得られる「統計情報」に分類される。

① 個人情報

② 匿名加工情報

③ 統計情報

概要



個人の識別

可

不可※

不可※

同意取得

必要

不要

不要

※ ここでの匿名加工情報は個人情報の保護に関する法律施行規則第19条で定める基準に従い加工する必要あり

※ ここでの統計情報は特定の個人との対応関係を排斥するまで統計処理されたものを指す。

データの提供に関する課題

- ①個人情報については、個人情報の保護に関する法律上、第三者へ提供するにあたり、個人データの第三者への提供を認める旨の本人の同意が必要。
- ②匿名加工情報については、個人情報の保護に関する法律施行規則第19条で定める基準に従い加工する必要がある。この際、加工の程度については、個人データを取り扱う事業の内容や利用形態等によって判断されるべきものとされており、一律の基準は存在していないことから、スマートメーターのデータの加工の程度について整理が必要。
- ③統計情報については、特定の個人との対応関係を排斥するまで統計処理すれば、個人情報の保護に関する法律上は提供可能。
- 以上を踏まえ、本日は、まずは③統計情報に焦点を当て、そのデータ提供の在り方について検討を行う。

(参考) 統計情報とは

- 「統計情報」は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものである。
(個人情報保護法ガイドライン(匿名加工情報編))
- なお、法令レベルでは明確な定義は置かれていないものの、統計行政上示された「統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュコード」(昭和48年7月12日行政管理庁告示第143号)に準じて様々なメッシュ統計が作成されており、当該基準が事実上のデファクトスタンダードとなっている。
- これをスマートメーターのデータで考えると、例えばメッシュごとの総電気使用量(30分値)や市町村ごとの在/不在の合計世帯数等が統計情報となる。

スマートメーターのデータの統計情報の例

- ある市における125mメッシュごと、30分ごとの電気使用量の合計値

メッシュコード
****_**_**_**
(N=□世帯)
○月×日△時



- ある自治体における市町村ごと、1時間ごとの在宅状況

○○市
(N=□世帯)

○月×日△時

□%在宅



「統計化」したスマートメーターデータの電事法等との関係整理

- 本委員会では、データ利用に当たり、個人情報保護法や、電気事業法における「情報の目的外利用の禁止」規定も踏まえ、課題を整理・検討するとしてきた。
- この点、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、個人情報保護法における「個人に関する情報」に該当するものではない（個人情報保護法ガイドライン（匿名加工情報編））ため、その利用や提供に際し、需要家からの同意取得は不要である。
- また、電気事業法第23条第1項第1号の規定の趣旨は、一般送配電事業者が、ある小売Aの需要家情報等を、本来の目的とは異なる目的で他の小売Bへ提供すること等は、競争条件の公平性の確保の観点から問題であるため、これを防止するものである。
- これらを踏まえれば、「統計情報」については、その情報を公平・透明な形で利用又は提供する限り、同号が想定する競争条件の公平性確保の観点から問題となる情報には当たらないと考えられることから、電気事業法との関係でも問題にならないと整理することが適切と考えられる。

電気事業法 (禁止行為等)

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）及び電気の利用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

適正な電力取引についての指針

IV 託送分野等における適正な電力取引の在り方

2(2)-1-1 一般送配電事業者の託送供給等業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止

イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

「託送供給等業務に関して知り得た他の電気供給事業者及び電気の利用者に関する情報」とは、他の事業者が知り得た場合に当該事業者の行動に影響を及ぼし得る情報で、例えば、以下の情報及びこれらに基づき計算される情報等をいう。

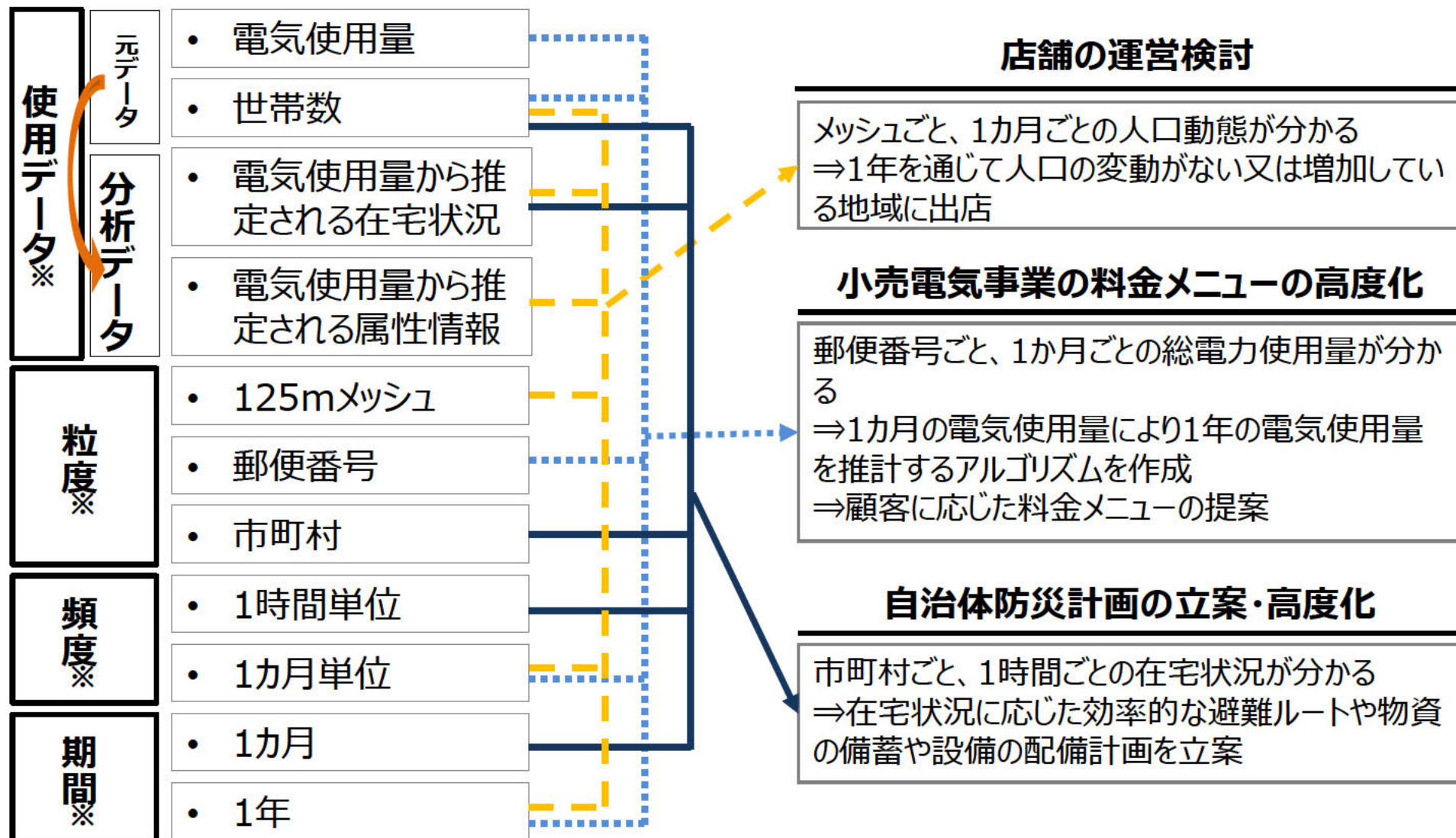
- ① 他の電気供給事業者の電源（契約により調達するものを含む。以下同じ。）及び電源開発の状況
- ② 他の電気供給事業者の電源運用計画、出力配分及び作業条件等
- ③ 他の電気供給事業者の電気の利用者の需要動向・需要実績等

「当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供する行為」とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。

- ① 他の電気供給事業者の経営状況の把握
- ② 他の電気供給事業者に対抗した電力供給の提案
- ③ 他の電気供給事業者の特定の需要家を特に対象とした営業活動
- ④ 他の電気供給事業者の需要家を自己又は自己の関係事業者に転換させ、又は他の電気供給事業者の契約変更を阻止する等のために利用すること
- ⑤ 電力市場において自己又は自己の関係事業者により有利な取引結果を現出させるために利用すること

「統計化」したスマートメーターデータの利用・提供ニーズ

- 「統計化」したスマートメーターデータについては、例えば、以下の利用が考えられる。

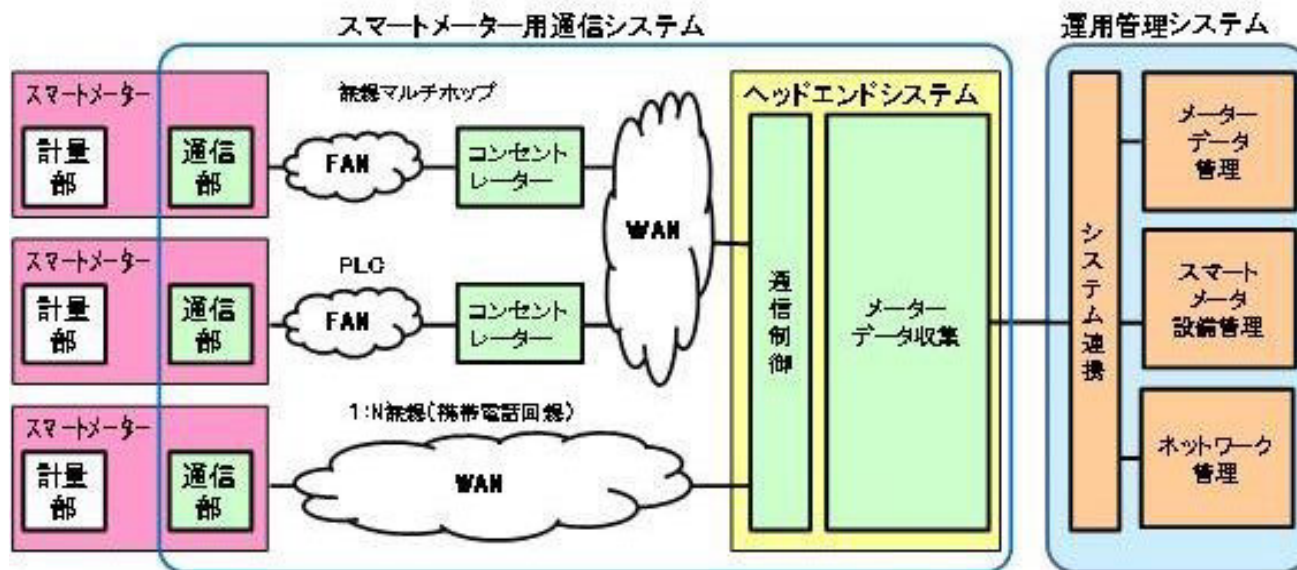


※ 右側に記載しているニーズに応じたものを記載

情報の提供主体のあり方

- スマートメーターから取得される情報は、一般送配電事業者のメーターデータマネジメントシステム（MDMS、運用管理システム）へ蓄積され、一般送配電事業者において、個人情報保護法を遵守しつつ当該情報の管理に努めているところ。
- このため、本情報を統計化して提供する等については、既存システムや業務との親和性や、情報保全の観点から、一般送配電事業者において、前述のニーズを踏まえて行うことが適当ではないか。
- この際、MDMSからデータを吐き出し加工する場合、一般送配電事業者において、システム構築等のためのコストを要することも踏まえた検討が必要となると考えられる。

スマートメーターから一般送配電事業者にデータが集まるシステム全体像



「統計化」されたスマートメーターデータの利用・提供促進の更なる論点

- 今後、このようなデータ活用を進めていくに当たっては、例えば以下の論点が考えられるところ、次回以降、更に検討を深めていくこととしたい。

スマートメーターデータの利用・提供の拡大に向けた主な論点（例）

○対象データ

個人情報保護の担保を大前提としつつ、具体的なデータニーズを踏まえ、利用・提供するデータの粒度（ex.郵便番号単位、市町村単位、500mメッシュ単位）、頻度（ex.1日単位）、期間（ex.1年）、情報付加等をどう設定するか。

○データの利用・提供方法

データへのアクセス方法や統一的なデータ提供フォーマットを如何に整備するか。また、提供先にとって公平性かつ透明性を如何に担保するか。

○費用・収益の扱い

前述のとおり、データの加工、提供に当たっては、費用・収益が発生するところ、費用負担の在り方及び収益の取扱いについてどう考えるか。

3. 電気計量制度・運用について

電気計量を取り巻く状況変化 分散型電源、技術革新、新ビジネス

- 近年、PVを始めとした再エネ・分散型電源の普及拡大に伴い、発電側の電力計量箇所も拡大（※）。また、1電源線に複数電源・蓄電池等がぶら下がり、各電源は別の者に売電したいケースが広がるなど、ビジネスモデルが広がっている。
 - （※）一部では特定計量器の設置が不要な時間単位での取引（ex.携帯の充電サービスモデル）なども行われており、このような時間での取引は計量法の対象外。
- また、IoT技術やエッジコンピューティングといったテクノロジーの進歩により、例えばアグリゲータの指令に基づき需要家の消費機器毎にデマンドコントロールをし、指令に応じた分の対価を需要家が得るビジネスなど、需要側においても新たなビジネスモデルが広がりつつある。
- こうした新たなビジネスにおいても、電気の取引を行う際には、計量法に基づく特定計量器による電気計量が必要であるが、より柔軟な電気計量制度のあり方を求める声が出始めている。
- このため、本日は、上記のようなビジネス環境変化を踏まえた電気計量制度・運用の在り方について、御議論いただきたい。

(参考) 計量行政審議会 「今後の計量行政の在り方－次なる10年に向けて－」

計量行政審議会 答申〈概要〉 計量制度見直しの論点－3つの視点－

我が国の計量制度は、昭和26年の計量法制定以降、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷してきており、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全・安心の基盤として機能。

今般、計量行政における実態を踏まえ、改善が必要と考えられる計量制度見直しの21の論点を、以下の3つの視点から整理し、見直しの方向性を検討。

視点1：民間事業者の参入の促進

適正計量の信頼性を確保しつつ、製品開発、試験評価、品質管理などにおいて高い技術力を有する民間の製造事業者・試験所等の参入や計量士の活用を促進するための見直しを検討する。

- 論点例**
- ・論点1
計量器開発の効率化
(型式承認における試験成績書受入れ)
 - ・論点2
国が検定実施を認めている指定検定機関への民間事業者参入の促進

視点2：技術革新、社会的環境変化への対応

計量器の技術革新、計量制度をとりまく社会的環境変化に対応し、規制対象の見直し・新たな規制の導入等を検討する。

- ・論点8
特定計量器として規制することを検討すべき計量器

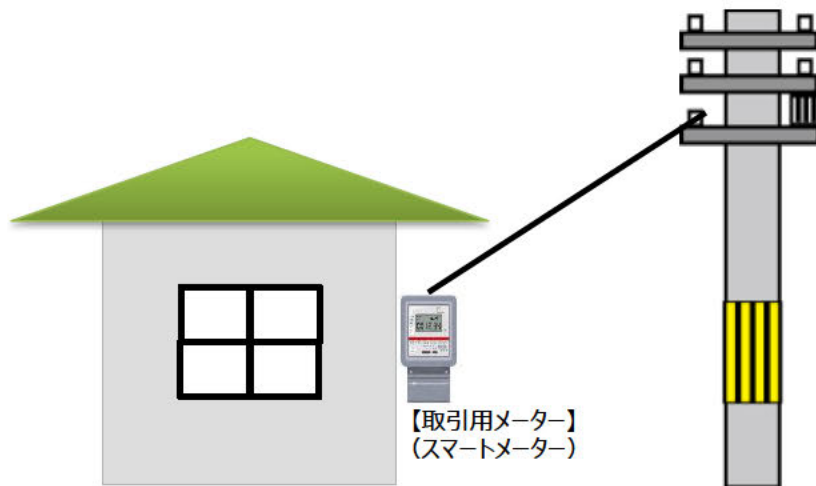
視点3：規制範囲・規定事項等の再整理・明確化

現在の規制に関して、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図る。

- ・論点16
検定証印・定期検査済証印等の年号表記及び表示方法の統一
- ・論点19
特殊容器使用可能商品の追加

計量制度の運用の明確化

- 計量制度の在り方に関して課題を整理していくに当たり、まずは、現行制度・運用上、実施可能な計量の在り方について整理を行うこととしたい。



■ 計量法第10条第1項

物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。

■ 計量法第16条第1項

次の各号の一に該当するもの（略）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（略）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。

二 次に掲げる特定計量器以外の特定計量器

イ 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は経済産業大臣が指定した者（略）が行う検定を受け、これに合格したものとして第72条第1項の検定証印が付されている特定計量器

■ 計量法第2条第4項

この法律において、「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

■ 特定計量器検定検査規則第11条

（略）電力量計（略）は、検出部と構造上一体となった表示機構を有するものでなければならない。

現行の計量制度上、実施可能な計量の在り方① – 遠隔検針 –

- スマートメーターの導入等に伴い、取引量を遠隔で検針するニーズが拡大。
- 他方、計量制度上、「取引」における計量とは、契約の両当事者が、その面前で、計量を行い、その計量の結果が契約の要件となる計量であると位置付けられている。
- このため、電気計器の使用者が、直接当該電気計器の表示機構により確認を行うことに替え、遠隔検針を行うこと等は、計量法及び同法の関係法令により制限されるものではない旨の解釈の明確化が行われてきた。

■ 計量法第2条第2項

この法律において「取引」とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為を（略）いう。

■ 計量法関係法令の解釈運用等について（平成30年4月 計量行政室）

法第2条第2項に規定する「取引」における計量とは、契約の両当事者が、その面前で、計量器を用いて一定の物象の状態の量の計量を行い、その計量の結果が契約の要件となる計量をいう。

■ 電気の取引又は証明に係る遠隔検針及び時間帯別契約における計量値表示の取り扱いについて

（平成18年3月31日 電力・ガス事業部長）（平成24年6月21日、平成28年3月31日改正）

電気計器の使用者が、直接当該電気計器の表示機構により確認を行うことに替え、遠隔検針を行うこと及び遠隔検針によって確認された計量値を用いて電気に係る取引又は証明（略）を行うことは、計量法及び同法の関係法令により制限されるものではない。

現行の計量制度上、実施可能な計量の在り方② – 時間帯別契約 –

- また、スマートメーターを用いることにより、技術的に、時間帯別の電力量に応じた料金設定を行うことが可能となる。
- しかしながら、前頁のとおり、計量制度上、「取引」における計量とは、契約の両当事者が、その面前で、計量を行い、その計量の結果が契約の要件となる計量であると位置付けられているところ、この場合、時間帯別の電力量を面前で計量する表示機構の必要性について、解釈の疑義があったところ。
- このため、こうした運用についても、原則としての取扱いを明らかにしつつ、電気の利用者があらかじめ了解している場合にあっては、例外的に、電気計器等による時間帯別計量値の表示は要さないとの整理が行われてきた。

■ 電気の取引又は証明に係る遠隔検針及び時間帯別契約における計量値表示の取扱いについて

(平成18年3月31日 電力・ガス事業部長) (平成24年6月21日、平成28年3月31日改正)

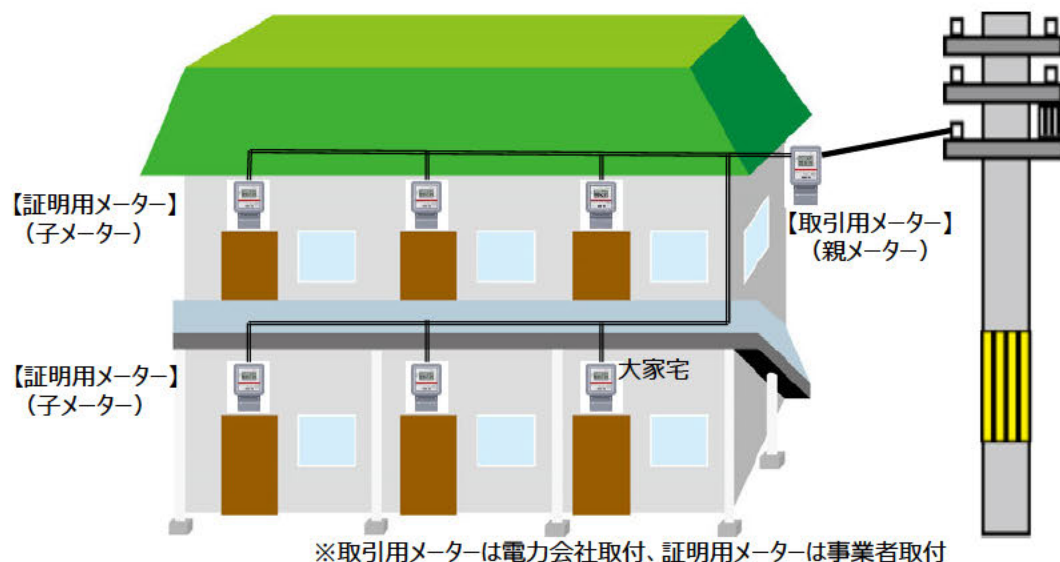
電気の供給を行うにあたっては、電気の利用者の利益の保護の観点から、供給契約の内容に応じて適切であり、かつ正確な計量値を、利用者が容易に確認できることが望ましい。

したがって、時間帯別契約において遠隔検針を導入する場合においても、原則として、電気計器（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第12条に規定される分離することができる表示機構を有するものを含む。以下同じ。）であって、検定証印等が付されたもの（当該検定証印等の有効期間が経過していないものに限る。以下「電気計器等」という。）を用いて、時間帯別ごとの計量値（以下「時間帯別計量値」という。）を表示することにより、電気の利用者が当該時間帯別計量値を正確かつ容易に確認できるよう配慮を行うことが望ましい。

ただし、時間帯別計量値の遠隔検針による確認結果を電気取引等に用いること、及び電気計器等による時間帯別計量値の表示は行わないことについて電気の利用者が予め了解している場合にあっては、当該遠隔検針を行う者が時間帯別計量値及びその計量結果の正確性の確保に十分配慮しており、かつ利用者に対して当該計量結果が適切に通知されるなど、電気計器等による時間帯別計量値の表示がなくとも利用者が当該結果を正確かつ容易に確認できる限りにおいて、電気計器等による時間帯別計量値の表示は要さないと考えられる。

現行の計量制度上、実施可能な計量のあり方③ – 集合住宅における按分計量 –

- 集合住宅の場合等では、建物の所有者（大家など）が一括して受電し、支払った料金を各戸の最終需要家に対し、各戸の電力使用量に応じて配分し、請求する場合がある。
- このような場合においては、各戸に特定計量器を設置することにより、上記の取扱いを可とする解釈がなされている。



<按分計量の例>

- 小売電気事業者は、大家に対して、電気を販売。大家は、取引用メーター（親メーター）を用いて計量された値に基づき、小売電気事業者に対して料金を支払い。
- 大家は、各戸の居住者に対して、電気を販売。この際、大家は、小売電気事業者に支払った料金を基礎として、各戸の証明用メーター（子メーター）を用いて計量された値に基づき按分した料金を、各戸の居住者に請求。

■ 計量法関係法令の解釈運用等について（平成30年4月 計量行政室）

・集合住宅における水道メーター等について

水道メーター、温水メーター、ガスメーター、微流量燃料油メーター、積算熱量計、電気計器による取引又は証明における計量には、建物の賃貸借契約に付随して賃貸人と賃借人との間においてなされる取引又は証明における計量も該当する。また、分譲マンション等の管理組合や管理会社と区分所有者又は入居者との間においてなされる取引又は証明における計量も該当する。

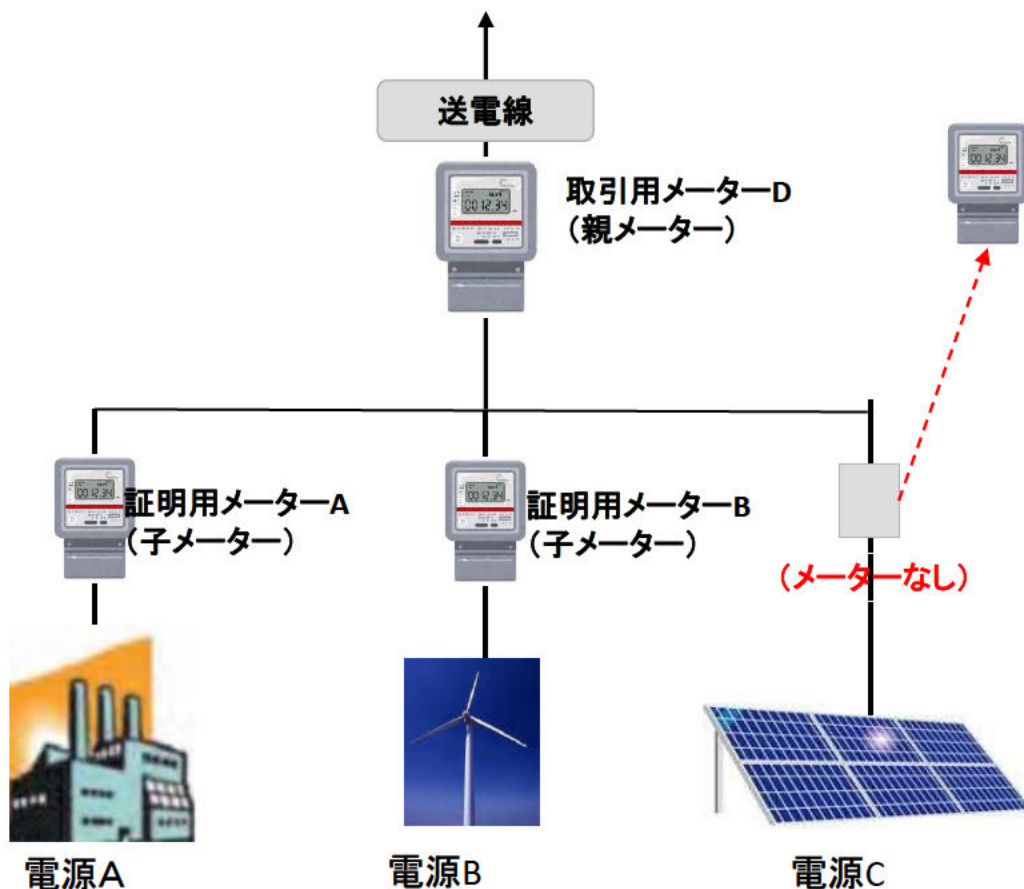
したがって、貸ビル、アパート、分譲マンション等その他集合住宅において一括して水道、温水、灯油、熱、電力等の供給事業者へ支払った料金等を各室の使用量に応じて配分するために用いられるメーターも、取引又は証明上の計量に使用されている計量器に該当する。

現行の計量制度上、実施が認められていない計量の例 - 差分計量 -

- 下図のように、新たに電源Cを設置しようとする場合に、

$$\text{電源Cの発電量} = D - (A + B)$$

という形で計量する取引（差分計量）については、その正確性を立証できていないことから、原則として、計量制度上許容されていない。



- 計量法第10条第1項
物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量（※）をする者は、正確にその物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。
- 「計量法関係法令の解釈運用等について（平成30年4月 経済産業省計量行政室）」 1. (4)
法第2条第2項に規定する「取引」における計量とは、契約の両当事者が、その面前で、計量器を用いて一定の物象の状態の量の計量を行い、その計量の結果が契約の要件となる計量をいう。
- 計量法第71条
検定を行った特定計量器が次の各号に適合するときは、合格とする。
二 その器差が経済産業省令で定める検定公差を超えないこと。
- 特定計量器検定検査規則第752条
電力量計等の使用公差は、それぞれ次の各号に掲げる日本工業規格による。
一 普通電力計（略） 日本工業規格C1211-2(2014)
- 日本工業規格C1211-2(2014)
電力量計（単独計器）の検定公差（抄）

定格電流による計器の区分	負荷電流（定格電流に対する百分率）	力率	検定公差(%)
II形計器	5, 50及び100	1	2.0

※取引用メーターは電力会社取付、証明用メーターは事業者取付

現行の計量制度上、実施可能な計量のあり方④ – 差分計量 –

- 他方、2019年のFIT切れに伴い非FIT化する住宅用PV_{※1}が別のFIT電源と混在する場合について、差分計量による計量ニーズが高まった。
- そこで、実証実験の結果、一定の精度の確保が確認されたこと等を踏まえ、10kW未満の住宅用PVについては、差分計量が可能_{※2}であると整理された。

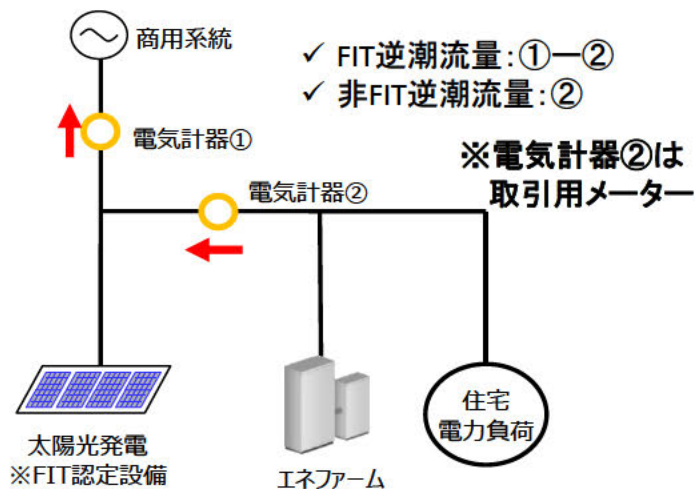
※1 基本は一般負荷での自家消費をするものであって、余った電力を逆潮流させる配線形態（余剰配線）に限る。

※2 社会的コスト抑制の観点等から、託送供給等約款においては「1 発電場所・1 引込み・1 計量」であり、低圧においては「発電場所は原則として1 BGに属する」とされている。2019年には住宅用PVの一部が非FIT化し、FIT電源と非FIT電源が併存する場合があるため、一定の精度の確保が確認されていることを前提に、託送制度上も2計量が認められたもの。

<差分計量が認められる主なケース>

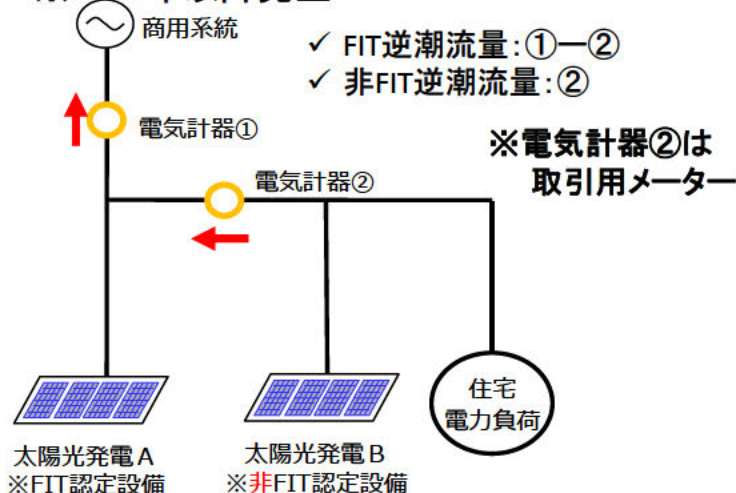
2017.12.18
第1回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会資料より抜粋

【太陽光＋エネファームの例】



【太陽光(FIT認定)＋太陽光(非FIT認定)の例】

※2019年以降発生



電気計量に関する新たなニーズ例（今後の検討課題）

- 上述のとおり、環境変化に応じ、解釈の在り方についても、少しずつ見直しが行われてきているが、分散型電源の普及や技術革新に伴い、更なるビジネスニーズも生まれつつある。

ニーズ1. 新たなビジネスの実現・計量コストの削減①

- 今後、消費機器毎に電力消費をコントロールするサービスも考えられるが、**消費機器毎の特定計量器の設置は、①法定の特定計量器はサイズは大きく消費機器への取り付けは外観・構造上困難、②数が多くコスト高、なことから、難しい。**
- 他方、家電がスマート化する中、消費機器毎に電力消費量をコントロールする省エネサービスや、電力P2Pとして余剰電力等を直接取引するサービスなどが出てきている。こうした中、計量器自体のコストや係る工事費などは大きくならざるを得ないのではないか。

ニーズ2. より円滑・低コストなビジネス実証の実施

- 例えば、電力P2P取引等の技術的実証について、取引の当事者間における**「無償」での電気のやり取りであっても、法定単位である電力量の証明を行う場合は、特定計量器をつける必要**がある。
- こうした実証段階であって無償のケースにおいては、より柔軟な対応ができないか。

ニーズ3. 計量コストの削減②

- 分散型電源が拡大する等に伴い、計量箇所が拡大し、計量コストも増大している。
- 例えば普通充電器を自宅に設置する場合、宅内負荷への配線を分岐させ、普通充電器側に配線することになるが、この際の計量器の工事等がかなり高くなる。
- 仮に系統側と宅内側の計量器の**差分値で算出することとし、普通充電器側には計量器は付けなくともよいとなれば、コスト削減につながり**、より普通充電器導入が進むのではないか。

ニーズ4. 計量コストの削減③

- 新たなデマンドコントロールサービスなどが広がりつつある中、例えば消費機器毎の計量値を、計量器による表示ではなく、スマートフォンを用いてスマートフォン上で表示するなどの対応ができないのか。

ニーズ5. 計量コストの削減④

- 2019年にFITが切れる住宅用PV10kW未満に続き、**全量買取制度下のFIT電源も非FIT化が起きる**（太陽光の高圧全量売電の場合は2032～）。こうした電源にとっても、**差分計量**が認められれば、計量コストの削減に繋がらう。

電気計量制度に係る検討の方向性

- 前頁のようなニーズを踏まえれば、計量制度について以下のような論点が考えられる。今後、更に幅広くニーズを集めつつ、これらの課題の整理を行っていくこととしたい。
- また、本日整理してきたように、計量制度上の現行の解釈を前提とし、これを応用していくことにより、一定の条件の下、現行制度上も可能と考えられる計量の在り方もあると考えられる。
- このため、電気計量について、今後、具体的な事例を集め、それぞれのケースに応じた計量制度上の考え方を整理し、取りまとめて公表していくこととしてはどうか。

今後足下で議論する論点の例

1. 面前計量

- 計量法上、「正確な計量」を担保する取引における「計量」とは、契約の両当事者が、その面前で、計量器を用いて計量をするとしている。
- この点、既に遠隔検針が認められている一方、表示機構を有することが計量法省令上、求められている。前頁「ニーズ4」のような事例を踏まえ、遠隔での表示について、メリット・デメリットを踏まえ、これをどう考えるか。

2. 差分計量

- 差分計量については、住宅余剰太陽光10kW未満についてはこれを可能とする整理をしてきた一方、その他のケース(例えば前ページのニーズ3、5)においてもそのニーズが高まってきている。差分計量のメリット・デメリットを整理しつつ、これをどう考えるか。

3. 更なるニーズ収集・分析

- 前頁のような事例に加え、電気計量制度に係るニーズを幅広く収集・分析し、実態・課題の分析を進めていく。